

# 「建築士サポートセンター」開設

令和4年に改正された建築基準法・建築物省エネ法の全面施行により、令和7年4月1日以降に着工する建築物については、

- ① 建築確認・検査手続きに係る審査特例（4号特例）制度の見直し
- ② 小規模木造建築物に係る壁量計算等の構造規定の見直し
- ③ 省エネ基準適合義務化

などの規定が適用され、申請手続きが大幅に変わります。

国土交通省では、改正法の円滑な施行に向けて、申請函書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築しています。

大分県においては、当センターに『建築士サポートセンター』を開設し、4号特例の縮小に伴う構造関係資料等の作成や省エネ計算に不安を抱える建築士に対して個別のサポートを行います。

**サポートの対象者** 令和7年4月1日以降に大分県内で着工する建築物の設計者等

- サポートの流れ**
- ① 申込者が電話または別紙申込書等の送付（FAX、メール）により申込み
  - ② 当センターサポート員が電話等により日程等を調整
  - ③ 当センターにて個別サポートの実施

## サポート内容

申請函書関係	i 新たに添付が必要となる函書等の種類と記載方法（建築基準法関係） ii 新たに添付が必要となる函書等の種類と記載方法（建築物省エネ法関係） iii 完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法
構造関係	i 壁量計算等の改正概要 ii 設計支援ツールの参照方法・使用方法 iii 経過措置
省エネ関係	i 省エネ適判の手続き方法 ii 仕様基準によるチェック方法・記載方法 iii 省エネ計算の種類と特徴 iv 外皮計算シート・webプログラム等の支援ツールの参照先・入手方法 v 省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

※注意事項：上記のアドバイスを行います、基準の適合性を確認するものではありません。

**サポートの費用** 無料

**サポート期間** 令和7年1月6日～令和7年3月31日  
月～金 10時～15時（12時～13時を除く） 1時間程度/件

**申し込み方法等** センターへ直接電話いただくか、別紙申込書を持参、FAX、メールなどで提出してください。

TEL 097-537-0300、FAX 097-537-0395  
Eメール arch-sup@okjc.or.jp